

## ドイツにおける防疫措置

### (連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄3州における緩和措置：その3)

2020年5月15日

在フランクフルト日本国総領事館

#### 【ポイント】

- ラインラント・プファルツ州政府は、コロナ対策州令の改正（本15日から有効）を行い、加えて今後の緩和策の実施計画を発表しました。
- ザールラント州政府は、18日以降の緩和策について発表しました。

#### 【本文】

1 ラインラント・プファルツ州政府は、コロナ対策州令の改正を行いました。本15日から有効となる改正点の主な内容は以下のとおりです。

(1) 現在、外国からの入国・再入国時には、自宅等で14日間の隔離措置をとる義務が課されておりますが、EU加盟国、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国（アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン）及び英国からラインラント＝プファルツ州に入域した場合は、この義務の対象外となります。ただし、人口10万人あたり過去7日間で新規感染者が累積50人を越えたことが確認された国または地域からラインラント＝プファルツ州に入域した場合は、隔離措置の対象となります。

(2) 屋内で行われる葬儀への参列者については、死亡者の配偶者・パートナー・婚約者、死亡者の一親等以内の親族、他の1世帯に属する者の参列が可能となります。加えて、室内面積10平方メートルあたり1人を越えないことが確保される限り、追加で参列することが可能となります。

(3) 役所等における婚姻の際の参列者については、婚姻する者、婚姻登録を担当する行政官等婚姻手続きのために必要な者、婚姻見届け人2名に加え、婚姻する者と一親等内の親族、他の1世帯に属する者の参列が可能となります。加えて、室内面積10平方メートルあたり1人を越えないことが確保される限り、追加で参列することが可能となります。

(4) なお、詳細については、改正州令（独語）をご覧ください。

[https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/6\\_CoBeLV0\\_1\\_AEnderungsV0.pdf](https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/6_CoBeLV0_1_AEnderungsV0.pdf)

2 ラインラント・プファルツ州政府は、同州における今後の緩和策の実施計画を発表しました。計画の主な内容は以下のとおりです。実際の施設再開日については、各施設にお問い合わせください。

(1) 5月18日から、インターネットカフェが再開可能となります。

(2) 5月27日から、以下の施設が再開可能となります。

- ア. 一部の屋内スポーツ施設、
- イ. 屋外プール

- ウ. 屋外でのサーカスやフリーマーケット等
- エ. 遊戯場 (Spielbanken und Spielhallen)
- オ. 映画館, 劇場, コンサートホール等

(3) 6月10日から, 以下の施設が再開可能となります。

- ア. 屋内プール, サウナ等
- イ. 遊園地
- ウ. 現在屋外のみ再開している動物園等の屋内施設
- エ. 屋内でのサーカス・フリーマーケット等
- オ. 化粧室設備が共用のキャンプ場,
- カ. 一部の見本市

(4) 6月24日から, バスや船での旅行等が再開可能となります。

(5) 学校については, 現在まだ閉鎖されている学年等について, 5月25日からと, 6月8日から, 段階的に再開されます。

(6) いわゆる大規模行事については, 以下の日程で再開可能となります。

- ア. 5月27日から, 100人までの屋外での行事。
- イ. 6月10日から, 250人までの屋外での行事, 及び, 75人までの屋内での行事。
- ウ. 6月24日から, 150人までの屋内での行事。

(7) なお, 詳細については, 州政府プレスリリース (独語) をご覧ください。

<https://corona.rlp.de/de/aktuelles/detail/news/News/detail/landesregierung-stellt-zukunftsperspektive-rheinland-pfalz-vor/>

3 ザールラント州政府は, 同州における来週以降の緩和策を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

(1) 5月18日から, 以下の施設等が再開可能となります。

- ア. レストラン等飲食業
- イ. ホテル等宿泊業
- ウ. 映画館
- エ. スポーツ施設, ジム, ダンススクール

(2) 5月25日以降, バスを使用した旅行が可能となります。

(3) 現在, 外国からの入国・再入国時には, 自宅等で14日間の隔離措置をとる義務が課されておりますが, 18日以降, シェンゲン域内及びシェンゲン関連国 (アイスランド, スイス, ノルウェー, リヒテンシュタイン) からザールラント州に入域した場合は, この義務の対象外となります。

(4) 詳細については, 州政府プレスリリース (独語) をご覧ください。

[https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/\\_documents/pm\\_2020-05-15-aenderung-rechtsverordnung.html](https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-05-15-aenderung-rechtsverordnung.html)

【参考】

■ドイツにおける新型コロナウイルスに関する最新情報（在ドイツ日本国大使館ホームページ）

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html)

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_165.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0)

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

[https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ\\_Liste.html](https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html)

[https://twitter.com/rki\\_de](https://twitter.com/rki_de)

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0) 69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）  
領事部メール： [konsular@fu.mofa.go.jp](mailto:konsular@fu.mofa.go.jp)